

業 務 仕 様 書

1 適用

本仕様書は、「知事等記者会見の会見録データ及び動画字幕データ作成等業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 趣旨

知事等が行う記者会見について、会見録の作成及びインターネット配信動画への字幕挿入を行い、障がいの有無に関わらず、適切に情報を取得することができる情報発信体制の強化を図るとともに、事務の効率化、省力化を目指す。

4 知事等記者会見の概要

(1) 定例記者会見

ア 通常毎週金曜日の午前 10 時から開催する。会見時間はおよそ 1 時間程度だが、内容によって前後する場合がある。

イ 県議会開会中は休止する。また、知事公務の都合により休止する場合がある。

ウ 年間の開催数はおよそ 25 回程度。（なお、これは予定開催数であり、この回数を保証するものではない。）

(2) 臨時記者会見

ア 平日、休日を問わず、必要に応じて随時開催する。会見時間は内容によって異なる。

イ 知事以外の職員が行う場合がある。

5 業務内容

受注者は次の業務を行うものとする。

(1) 会見録データの作成

ア 知事等が行う記者会見について、徳島県から提供された音声データ、映像データ及びテキストデータを元に会見録データを作成すること。

イ 会見録データのファイル形式は、Microsoft Office Word 2016 において編集可能な形式とすること。

ウ 作成した会見録のデータについては、徳島県からデータ提供の受けた日の翌々日（土日及び祝日を除く。）正午までに知事戦略公室に納品すること。

エ 音声データ、映像データ及びテキストデータの確認、会見録データの作成に必要な機材等については、受注者が用意すること。

オ 作成された会見録データの著作権は徳島県に帰属するものとする。

カ 会見録データの作成については、業務の状況を考慮し、受注者と協議の上、過去の記者会見についても依頼することがある。

(2) 動画字幕データの作成

ア 知事等が行う記者会見について、徳島県から提供された音声データ、映像データ及びテキストデータを元に動画字幕データを作成すること。

イ 動画字幕データは、そのまま YouTube にアップロード可能な状態で納品すること。（タイムコードについても適切に設定された状態で納品すること。）

ウ ファイル形式は、YouTube のサポートするファイル形式かつ一般的なテキストエディタで編集可能な形式とし、原則は SubRip 形式（拡張子.srt）または SubViewer 形式（拡張子.sbv または.sub）とすること。なお、業務の目的に応じてより適切な形式がある場合は、その内容等を提案し、徳島県の承認を得ること。

エ 作成した動画字幕データについては、徳島県からデータ提供の受けた日から翌々日まで（土日及び祝日を除く。）に知事戦略公室に納品すること。

オ 音声データ、映像データ及びテキストデータの確認、動画字幕データの作成に必要な機材等については、受注者が用意すること。

カ 作成された動画字幕データの著作権は徳島県に帰属するものとする。

キ 動画字幕データの作成については、業務の状況を考慮し、受注者と協議の上、過去の記者会見についても依頼することがある。

(3) 音声データ、映像データの収録に関する助言

徳島県から提供する音声データ、映像データについて、収録の方法等に改善が必要と考えられる場合は、改善内容等について提案を行うこと。なお、その際に必要となる機材等については、原則徳島県が用意するため、改善策への対応を保証するものではない。

6 成果品

(1) 提出書類

①会見録データ

②動画字幕データ

(2) 提出媒体及び納品方法

電子媒体により提出すること。

納品方法については徳島県担当者と協議の上決定すること。

(3) 提出期限

①会見録データ

徳島県から音声データ、映像データの提供の受けた日の翌々日まで（土日及び祝日を除く。）

②動画字幕データ

徳島県から音声データ、映像データの提供の受けた日から翌々日まで（土日及び祝日を除く。）

7 その他・特記事項

- (1) 業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 納品データに記載する事項等について不明な点が生じた場合は、徳島県に確認すること。また、業務遂行に当たっての懸案事項・問題点及びその対処方法等必要な事項については随時協議を行い、徳島県の下承を受けて進めること。また、受注者は打合せ終了後、速やかに議事録を作成し、提出すること。打合せにかかる受注者の旅費については、受注者の負担とすること。
- (3) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の全ての使用権を徳島県に帰属させること。徳島県による自由な加工・二次使用ができることを要件とする。
- (4) 受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報について、漏えい、滅失又は毀損を防止するとともに、そのために必要な措置を講じなければならない。
- (5) 成果品の送料及び保管料については受注者の負担とすること。
- (6) 業務完了時に納品書を提出し、徳島県の検査を受けること。徳島県の検査に合格したものについて、受注者は契約期間終了時に一括して請求を行うこととする。
- (7) 全ての作業、表示、文書で使用する言語は、原則日本語とする。
- (8) 業務内容に変更が生じた場合は、徳島県と受注者が協議し、契約条件の変更等について定めることとする。また、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、徳島県と受注者が協議して定めることとする。